

沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件

令和 2年 5月 1日 内閣府・財務省告示第7号

施行：令和 2年 5月 8日

改正：なし

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第四条第一号ニの規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、令和二年五月八日から令和三年三月三十一日まで適用し、沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（令和二年内閣府・財務省告示第一号）は、令和二年五月七日限り廃止する。

1 沖縄振興開発金融公庫法施行令（以下「令」という。）第四条第一号ニに規定する主務大臣が指定する感染症は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）とする。

2 令第四条第一号ニに規定する生活衛生関係営業であってその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するのは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業、理容業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の規定により届出をして理容所を開設することをいう。）、美容業（美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十一条の規定により届出をして美容所を開設することをいう。）、興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業のうち、映画、演劇又は演芸に係るもの、旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業、公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第一条第二項に規定する浴場業並びにクリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第二条第一項に規定するクリーニング業とする

。
